

春日井市国民健康保険運営協議会 議事録

1 開催日時 平成31年1月15日（火）午後2時～午後2時50分

2 開催場所 春日井市役所 301・302会議室

3 出席者

〔委員〕 18名

青山 倫子	齋藤 洋子	木村 晃久
川口 剛	石田 洋一	安井 真一郎
臼井 留美子	大曲 晃代	小原 明美
熊谷 三映子	佐治 昌子	西尾 孝治
末永 啓	高田 敏亨	宮地 隆
石原 名子	井上 真希	堀 昌宏

〔事務局〕 6名

早川副市長 野村市民生活部長
二村保険医療年金課長
岡副課長補佐 富田課長補佐 大野主査

〔傍聴者〕 なし

4 議題

- (1) 「国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定について」
- (2) 「その他」

5 会議資料

春日井市国民健康保険運営協議会資料

「国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定について」

6 諮問

春日井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、市長から次のとおり諮問があった。

〔諮問内容〕

1 税率

- (1) 資産割を廃止する。

(2) 所得割について、基礎課税額は5.1%から5.9%に、後期高齢者支援金等課税額は1.8%から2%に、介護納付金課税額は1.1%から1.5%に引き上げる。

(3) (1)及び(2)については、2019年度から2021年度の3か年で段階的に実施することとする。

2 課税限度額

2019年度に、基礎課税額に係る課税限度額を54万円から58万円に引き上げる。

7 議事内容

【青山会長】

出席委員は20名中18名で、協議会規則第5条の規定により、定足数を満たし、会議が有効に成立することを宣言した。

また、協議会規則第9条の規定により、議事録署名委員に石田洋一委員と熊谷三映子委員を指名した。

議題(1)「国民健康保険の税率及び課税限度額の改定について」

【保険医療年金課長】

国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定について、会議資料に基づいて説明をした。

〔質疑応答〕

【公益代表委員】

資産割の引き下げ等の影響で、税収はどうなりますか。

【保険医療年金課長】

31年度につきましては、全体で3,700万円の増額、2年目につきましては100万円の減額、3年目につきましては1,300万円の減額と考えております。

【公益代表委員】

所得割が増えた分、資産割が減った分に課税限度額の引上げも含めると、税額の収支がそのようになるということですね。

次に、税率等の改定をした場合、資料2ページのバランスシート上、保険税はどれだけ増え、収支差額はどうなるのでしょうか。単純に

3,700万円を足せばいいのですか。

【保険医療年金課長】

この表の試算におきましては、課税限度額引上げの影響をすでに含めておりますので、この額が改定後の額になります。

【公益代表委員】

今回、法定外の繰入については変化なしということによろしいですか。

【保険医療年金課長】

法定外の財源補填の繰入につきましては、6.5億円ということで30年度と同額を考えております。

【公益代表委員】

収支赤字の場合は財政調整基金を繰入れるということですが、税率を改定し収支がプラスになった場合は、基金を取崩さないということですか。

【保険医療年金課長】

資産割を下げたその分所得割を上げるため、増減額が同じになり、収支のマイナス9千万円が変わることはありません。

【公益代表委員】

税率のところに触れていきたいのですが、今、4方式の市町村が16あるということですが、他市町村の資産割に関する対応はどのようになっていると把握していますか。

【保険医療年金課長】

一部の市町村から今後、資産割を3方式にしていきたいという話を聞いております。

【公益代表委員】

今回の税率改定に伴って、ここ3年間で、一般会計からの法定外の繰入金額を変更する考えはありますか。

【保険医療年金課長】

今後3年間は現在の税水準で事業運営ができるのではないかと考えております。従いまして、繰入金につきましても、今のところは30年度と同じ額を考えたところです。

【公益代表委員】

国保財政の赤字削減・解消計画ですが、平成30年度は第1年度次ということで取り組みを進められていることと思います。計画作成時の法定外繰入金の削減予定額は2億5,997万4,000円と示されておしま

したが、結果はどのような見込みですか。

【保険医療年金課長】

現時点では、30年度の決算状況についてはまだわかりません。

【公益代表委員】

来年度以降の赤字解消の計画については、どのように考えていらっしゃいますか。

【保険医療年金課長】

赤字解消計画は今年度中に県を通じて国に提出しなければなりません。今後、県と協議しながら策定を進めてまいります。

【公益代表委員】

今回の税率等の改定と赤字解消計画との兼ね合い、内部でどのように議論したのか、どのようにシミュレーションをしたうえで税率を提示したのかをお聞きしたいのですが。

【保険医療年金課長】

今回、税率の改定をするにあたり、法定外の繰入金については30年度と同額で考えましたので、この改定計画と赤字解消計画が何かリンクしているものではございません。

【公益代表委員】

県から赤字解消計画を作るよう示されているわけですが、来年度以降は削減していこうという考えはありませんか。

【保険医療年金課長】

来年度以降につきましては、未定でございます。

【公益代表委員】

赤字削減は税率改定と合わせて考えていくべきもので、内部で議論があつてしかるべきものだと思いますが。

【会長】

今回は、税率の改定についての話であつて、3年後に税率を一定のところに持っていくための検討なのですが、国保が赤字になり市から補填するというのは予測ができ、そのようなシミュレーションのもとに財政運営しているのでしょうか。繰入は市の予算との兼ね合いということになるのですか。その辺のシステムが理解しにくいですね。

【市民生活部長】

今回は31年度の税率改定等について諮問しているところでございますので、繰入を今後どうするかについては、今後検討するというところで考えてまいりたいと思います。

医療費などが高騰するような場合には、税率をまた改定するということとなります。そういった様々な要因もございますので、繰入の今後につきましては、これ以降検討していくというのが考え方でございます。

【医師代表委員】

今回の諮問は、資産割をなくして所得割で補う形に持っていくという形であって、財政をどうこうするという話とは別の話ですよ。

【会長】

課税限度額の国の基準が改定され、その対応に合わせての改定ということですよ。今回の保険税の増額は、限度額が上がったことによる増額であって、税率の改定というのは、資産割を廃止して所得割に移していくところで率を変えるということですね。

【保険医療年金課長】

はい、委員や会長のおっしゃる通りで、課税限度額につきましては、法改正に合わせてということになります。また、所得割と資産割の関係で申し上げますと、資産割の廃止で財源が減る分、同じ応能割の中で、所得割を上げるということで考えています。

【公益代表委員】

資産割課税で、現状でどれだけの世帯にいくら課税しているかと、課税限度額を改定すると影響する世帯が何世帯で、金額でいくらかを確認させてください。もう一つ、県が責任主体になったという説明がありましたけれど、2014年の7月頃に国保新聞で、全国知事会が国保財政について発言をされているのを見たことがあります。県も国保運営に参加するという中で、全国知事会はどのような主張をしているのか、もしわかれれば説明をお願いします。

【保険医療年金課長】

まず1点目の資産割のかかっている世帯数、課税額について申し上げます。平成30年度、現年度の予算額では課税総額61億7千万円のうち、約4億3千万円が資産割となっております。また、世帯数につきましては今回試算をしました件数で申し上げますと、約2万世帯、50%弱の世帯に資産割が課税されております。

続きまして、課税限度額の引上げの影響額ですが、これも31年度の試算で申し上げますと、約840世帯で約3,100万円の影響がございます。

最後のご質問の2014年7月の国保新聞の内容ですが、自民党の社会保障制度に関する特命委員会の中に医療に関するプロジェクトチー

ムがございまして、全国知事会の社会保障常任委員会委員長である福田栃木県知事が、国民の保険料負担の公平性と将来にわたる国保財政の基盤強化の観点から、総額で1兆円の公費投入の必要性を訴えたとの記事が掲載されておりました。

【公益代表委員】

4億3千万円くらいを資産割から所得割に付替えるということで、矛盾が多い資産割を無くすことに関しては基本的には賛成ですが、早急に公費投入をしていかないと国保の財政はもたないという中で、今回の資料を見ていますと、所得の低い層にかなりの負担増があり、賛成できないという非常に悩ましいところです。状況はよくわかりました。

【公益代表委員】

資産割をなくすことによって、同じ応能割の所得割に反映させているのですが、応益割の方に割り振る市町もありますか。他の市町もすべて所得割で吸収するという形ですか。

【保険医療年金課長】

すべての市の状況につきまして調査したわけではございませんので、明確なことは申し上げることができません。

各委員にその他、意見等がないことを確認し、議題(1)に係る質疑応答を終結した。

〔結果〕

協議会規則第6条の規定により「国民健康保険税の税率の改定について」を採決の結果、賛成多数で、「課税限度額の改定について」を採決の結果、全員賛成で諮問のとおり答申することに決した。

答申書は、青山会長が事務局と協議のうえ作成し、できるだけ早い機会に会長から市長に答申することとした。

議題(2)「その他」

【保険医療年金課長】

委員の任期満了について、委員へのお礼を述べるとともに、制度改正により、次期の委員から任期が2年から3年へ変わることを説明し

た。

8 閉会

午後 2 時50分、閉会とした。

上記のとおり、平成31年 1 月15日開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員 2 人が署名する。

平成31年 1 月15日

会 長 青 山 倫 子

署名委員 石 田 洋 一

署名委員 熊 谷 三映子